

### 3. 令和8・9年度保険料率の改定について

# 1. 保険料率の改訂

## ◆保険料の算定方法

保険料率は2年ごとに算定します。算定にあたっては、2年間の事業費と保険料以外の収入を試算し、必要となる保険料額を算出したうえで、保険料率（所得割率、均等割額）を算定します。

項目		令和6・7年度	令和8・9年度	前回との差異
医療分	均等割額	48,903円	54,843円	+5,940円 (+12.15%)
	所得割率	9.82%	9.53%	△0.29P (△2.95%)※
	平均年間保険料額／人 (軽減後)	77,141円	87,160円	+10,019円 (+12.99%)
子ども分	均等割額	—	1,370円	+1,370円
	所得割率	—	0.25%	+0.25P
	平均年間保険料額／人 (軽減後)	—	2,230円	+2,230円
合計	平均年間保険料額／人 (軽減後)	77,141円	89,390円	+12,249円 (+15.88%)

※令和8・9年度の一人当たりの所得額は18.08%増の見込みのため、所得割率は下がるが、被保険者から徴収する所得割額合計は増加します。

## 2. 料率改定の概要

### ◆主な保険料の変動要因

①被保険者数の増加および高齢化、診療報酬改定に伴う医療費の増加

変動要因	令和6・7年度	令和8・9年度	前回からの増減
平均被保険者数の増加	307,538人	314,052人	+6,514人 (+2.12%)
医療給付費※/人・年の増加	828,431円	864,490円	+36,059円 (+4.35%)

※医療給付費 = 医療費 - 患者の窓口負担費用

②全世代対応型の持続可能な社会保障制度構築を目的とした医療制度改革による、後期高齢者の負担増

変動要因	令和6・7年度	令和8・9年度	前回からの増減
出産育児支援金の拡大	392,422千円	783,416千円	+390,994千円 (+99.64%)
子ども・子育て支援金の導入	—	※836,251千円	+836,251千円
後期高齢者負担率の引き上げ (医療給付費の財源に占める 後期高齢者の負担割合)	12.67%	13.27%	+0.60P (+4.74%) (影響額:おおよそ+33億円)

※子ども・子育て支援金は令和8年度分のみ、令和9年度分支援金額は未定

### ◆保険料の急激な上昇を抑制のための対応

①剰余金の活用：おおよそ3億円

・令和7年度の歳入見込（国・県・市町支出金、保険料等）から歳出見込（療養給付費、葬祭費等）を差し引いた額

②事業運営基金の繰り入れ：30億円